

第 98 回

定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催情報

日 時 平成30年6月26日(火曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 2階
東証ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席いただけない株主様

同封の議決権行使書用紙の郵送または
インターネット等により、
議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

平成30年6月25日(月)午後5時まで

目次

招集ご通知	1
-------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 取締役3名選任の件	5
第3号議案 監査役2名選任の件	9
第4号議案 取締役賞与支給の件	13
第5号議案 取締役および監査役の報酬等の額 改定の件	13
第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する 対応策(買収防衛策)の継続の件	14

招集ご通知添付書類

事業報告	40
連結計算書類	67
計算書類	69
監査報告書	71

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号

平和不動産株式会社

代表取締役社長 岩 熊 博 之

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	平成30年6月26日（火曜日）午前10時		
2. 場 所	東京都中央区日本橋兜町2番1号 東京証券取引所 2階 東証ホール		
3. 目的事項	報告事項	1. 第98期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件 2. 会計監査人および監査役会の第98期連結計算書類監査結果報告の件	
	決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
		第2号議案	取締役3名選任の件
		第3号議案	監査役2名選任の件
		第4号議案	取締役賞与支給の件
		第5号議案	取締役および監査役の報酬等の額改定の件
		第6号議案	当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。
議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。
株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時 平成30年6月26日(火曜日) 午前10時
場所 東京証券取引所 2階 東証ホール

郵送(書面)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 平成30年6月25日(月曜日) 午後5時到着分まで

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスし、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年6月25日(月曜日) 午後5時まで

詳しくは
次ページへ



スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

《インターネットによる開示に関するご案内》

当社ウェブサイト <http://www.heiwa-net.co.jp/>

- 当社は、法令および定款第16条の定めにより、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.heiwa-net.co.jp/>) に掲載しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.heiwa-net.co.jp/>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。
- 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前にインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.heiwa-net.co.jp/>) に掲載いたしました。

インターネット等による議決権行使のご案内

書面による議決権行使に代えて、パソコン・スマートフォン・携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

議決権の行使期限は**平成30年6月25日（月曜日）午後5時まで**となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

パソコンおよび携帯電話をご利用の方 → 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

- バーコード読み機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



携帯用
QRコード

スマートフォンをご利用の方 → 「スマート行使」をご利用ください。

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合には、議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）に接続していただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- パソコン・スマートフォン・携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部

ウェブサポート専用ダイヤル ☎ **0120-707-743** 9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、再開発事業やビル賃貸事業をはじめとする長期的な事業を安定的に展開し、企業価値を増大させるために必要となる内部留保の重要性を考慮しつつ、中長期的な連結配当性向の水準を30%程度とすることを目標に利益配分を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針、当期の業績および今後の事業展開等を総合的に勘案したうえで、平成29年7月に当社が創立70周年を迎えたことによる記念配当を加えまして、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1 配当財産の種類
金銭

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円（普通配当18円、記念配当2円） 総額797,704,260円

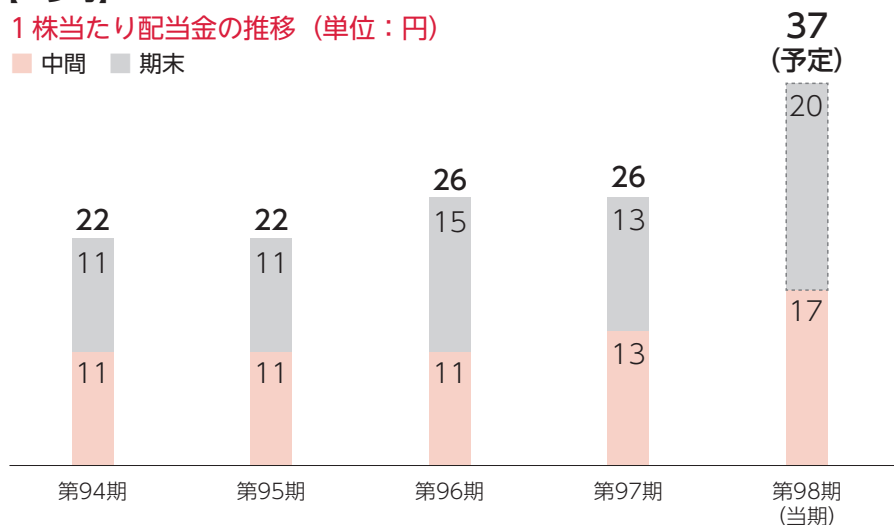
（注）当期の年間配当は、中間配当17円（普通配当15円、記念配当2円）と合わせて1株につき金37円（普通配当33円、記念配当4円）となり、前期に比べ11円増配（普通配当7円、記念配当4円）となります。

3 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年6月27日

【ご参考】

1 株当たり配当金の推移（単位：円）

■ 中間 ■ 期末



（注）第98期（当期）には、創立70周年記念配当4円（中間2円、期末2円）が含まれております。

第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役藍澤基彌および齊田國太郎の両氏が任期満了となります。
つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。
なお、当社では取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占める指名委員会を設置しておりますが、本総会に先立ちまして、この指名委員会が取締役候補者を審議のうえ取締役会に答申し、取締役会がその答申に基づき本案を決定いたしております。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	あ い ざ わ も と や 藍 澤 基 彌	再任 社外 独立役員
	(昭和17年8月25日生)	
1	所有する当社株式の数…………… 1,355株	
	取締役会出席状況…………… 10回／11回 (90.9%)	
	在任期間…………… 8年	



略歴、地位および担当

昭和40年 4 月 日本勧業証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社
昭和48年11月 藍澤證券株式会社常務取締役
昭和54年12月 同社代表取締役社長
平成10年 6 月 同社代表取締役会長
平成20年 6 月 同社代表取締役会長兼社長
平成22年 6 月 当社社外取締役（現任）
平成23年 6 月 藍澤證券株式会社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

藍澤證券株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

藍澤基彌氏は、証券会社の代表取締役社長を務めており、経営者としての実績を有しております。証券・金融における深い知識と、会社経営における経験等に基づき、独立した客観的な立場により当社の取締役会の監督機能の強化等に適切な役割を担っており、取締役として引き続き経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役として選任いたしました。

独立性について

藍澤基彌氏が代表取締役社長を務める藍澤證券株式会社と当社との間に取引関係等はありません。
また、当社と同社とはお互いの株式を保有しておりますが、同社による当社株式保有割合は当社発行済株式総数の1%未満であり、同氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」（12頁参照）における当社の主要株主（基準：当社発行済株式総数の10%以上）の業務執行者に該当しないため、同基準に定める各項のいずれにも該当いたしません。
このことから、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。
なお、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者
番号

2

さい だ く に た ろ う
齊 田 國太郎

再任 社外 独立役員
(昭和18年5月4日生)



所有する当社株式の数…………… 903株
取締役会出席状況…………… 11回／11回 (100%)
在任期間…………… 8年

招集／通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

略歴、地位および担当

昭和44年 4 月 検事任官
平成13年11月 東京地方検察庁検事正
平成15年 2 月 高松高等検察庁検事長
平成16年 6 月 広島高等検察庁検事長
平成17年 8 月 大阪高等検察庁検事長
平成18年 5 月 退官
平成18年 5 月 弁護士登録・開業（現任）
平成19年 6 月 株式会社ニチレイ社外監査役（現任）
平成20年 6 月 住友大阪セメント株式会社社外取締役（現任）
平成22年 6 月 当社社外取締役（現任）
平成26年 3 月 キヤノン株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ニチレイ 社外監査役
住友大阪セメント株式会社 社外取締役
キヤノン株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

齊田國太郎氏は、高松、広島、大阪の各高等検察庁検事長を務めた経歴を持ち、その後弁護士として企業法務に携わっているほか、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、法曹界で培われた専門的な知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場により当社の取締役会の監督機能の強化等に適切な役割を担っており、取締役として引き続き経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役として選任いたしました。

独立性について

齊田國太郎氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」（12頁参照）に定める各項のいずれにも該当いたしません。

このことから同氏は当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

なお、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者 番号	おお た じゅん じ 太 田 順 司	新任	社外	独立役員	
	(昭和23年2月21日生)				
3	所有する当社株式の数…………… 0株				
	取締役会出席状況…………… -回/-回 (-%)				
	在任期間…………… -年				

略歴、地位および担当

昭和46年 4 月 新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社
 平成13年 6 月 同社取締役関連会社部長
 平成15年 4 月 同社取締役経営企画部長
 平成17年 4 月 同社常務取締役
 平成20年 6 月 同社常任監査役
 平成23年 5 月 公益社団法人日本監査役協会会長
 平成24年 6 月 新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）常任顧問
 新日鉄エンジニアリング株式会社（現新日鉄住金エンジニアリング株式会社）社外監査役
 株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構）社外監査役（現任）
 平成26年 7 月 新日鐵住金株式会社顧問
 平成26年11月 公益社団法人日本監査役協会最高顧問
 平成28年 7 月 日本証券業協会公益理事・自主規制会議議長・副会長（現任）

重要な兼職の状況

日本証券業協会公益理事・自主規制会議議長・副会長

社外取締役候補者とした理由

太田順司氏は、新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）の取締役を務めた経歴を持ち、経営者としての実績を有しております。会社経営における深い知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場から当社の取締役会の監督機能の強化等に適切な役割を担い、取締役として経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役として選任いたしました。

独立性について

太田順司氏が副会長を務める日本証券業協会と当社との間には、不動産賃貸に係る取引がありますが、取引額の占める割合は当社連結営業収益（連結売上高）の1%未満であり、同氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」（12頁参照）における当社の主要な取引先（基準：当社連結営業収益（連結売上高）の2%超）の業務執行者に該当しないため、同基準に定める各項のいずれにも該当いたしません。
 このことから、同氏は当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。
 なお、新たに株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 藍澤基彌氏、齊田國太郎氏および太田順司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藍澤基彌氏、齊田國太郎氏および太田順司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藍澤基彌氏および齊田國太郎氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- ① 藍澤基彌氏は、「略歴、地位および担当」に記載のとおり、藍澤證券株式会社の代表取締役社長であります。平成30年7月1日に同社の代表取締役会長に就任予定であります。
- ② 太田順司氏は、「略歴、地位および担当」に記載のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構の社外監査役であります。平成30年6月26日に退任予定であります。
- ③ 当社は、藍澤基彌氏および齊田國太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、藍澤基彌氏および齊田國太郎氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、太田順司氏が選任された場合は、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。なお、現在当社はすべての社外取締役と当該契約を締結しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役佐々木靖忠および椿愼美の両氏が任期満了となるため、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

なお、当社では取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占める指名委員会を設置しておりますが、本総会に先立ちまして、この指名委員会が監査役候補者を審議のうえ取締役会に答申し、取締役会がその答申に基づき本案を決定いたしております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

つばき
椿

ちか
愼

み
美

再任

社外

独立役員

(昭和22年8月6日生)

所有する当社株式の数

225株

取締役会出席状況

11回／11回（100%）

在任期間

4年



略歴および地位

昭和45年 4 月	荏原インフィルコ株式会社（現株式会社荏原製作所）入社
昭和50年 5 月	監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
昭和54年 3 月	公認会計士登録・開業（現任）
平成11年 7 月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員就任
平成16年 7 月	日本公認会計士協会常務理事
平成25年 6 月	NKSJホールディングス株式会社（現SOMPOホールディングス株式会社）社外監査役
平成26年 6 月	当社社外監査役（現任）
平成28年 6 月	セイコーエプソン株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

セイコーエプソン株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外監査役候補者とした理由

椿愼美氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識、経験等を、独立した客観的な立場により当社の監査体制に活かすことができる人物であると判断したことから、社外監査役として選任いたしました。

独立性について

椿愼美氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」（12頁参照）に定める各項のいずれにも該当いたしません。
このことから、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。
なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者
番号

2

せ き ね
関 根じゅん
淳
新任 社外 独立役員
(昭和28年6月21日生)

所有する当社株式の数…………… 0株
 取締役会出席状況…………… 一回／一回（－％）
 在任期間…………… 一年

略歴および地位

昭和53年 4 月 日本銀行入行
 平成13年 5 月 同行松本支店長
 平成15年 7 月 同行広島支店長
 平成18年 1 月 同行総務人事局審議役
 平成19年 3 月 同行調査統計局審議役
 平成20年 5 月 岡三証券株式会社入社
 平成20年 6 月 同社取締役
 平成29年 4 月 株式会社岡三証券グループ執行役員
 平成29年 6 月 岡三証券株式会社常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

無し

社外監査役候補者とした理由

関根淳氏は、日本銀行において培われた深い知識と証券会社における会社経営の経験等を、独立した客観的な立場により当社の監査体制に活かすことができる人物であると判断したことから、社外監査役として選任いたしました。

独立性について

関根淳氏が常務執行役員を務める岡三証券株式会社と当社との間には、不動産賃貸に係る取引がありますが、取引額の占める割合は当社連結営業収益（連結売上高）の1％未満であり、同氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」（12頁参照）における当社の主要な取引先（基準：当社連結営業収益（連結売上高）の2％超）の業務執行者には該当いたしません。また、同氏が執行役員を務めていた株式会社岡三証券グループとはお互いの株式を保有しておりますが、同社による当社株式保有割合は当社発行済株式総数の1％未満であり、同氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」における当社の主要株主（基準：当社発行済株式総数の10％以上）の業務執行者に該当しないため、同基準に定める各項のいずれにも該当いたしません。

このことから、同氏は当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

なお、新たに株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 椿愼美氏および関根淳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 椿愼美氏および関根淳氏は、社外監査役候補者であります。
3. 椿愼美氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- ① 関根淳氏は、「略歴および地位」に記載のとおり、岡三証券株式会社の常務執行役員であります。平成30年6月4日に退任予定であります。
 - ② 当社は、椿愼美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、椿愼美氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、関根淳氏が選任された場合は、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。なお、現在当社はすべての社外監査役と当該契約を締結しております。

【ご参考】

独立役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という。）について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の２．に掲げる基準に該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

１．社外役員の選任方針

社外役員の選任に当たっては、当人ととの間に人的関係、資本的关系、取引関係その他利害関係がないことが望ましいと考えています。ただし、当社の業容をよく理解し、当社の事業展開上、有益な役割が期待し得ることも重視しています。

２．社外役員の独立性基準

- (1) 当社の主要な取引先の業務執行者 ※注１、注２
- (2) 当社を主要な取引先とする者の業務執行者 ※注３
- (3) 当社の主要な借入先の業務執行者 ※注４
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等 ※注５
- (5) 当社から多額の寄付を受けている者の業務執行者 ※注６
- (6) 当社の主要株主の業務執行者 ※注７
- (7) 上記（１）～（６）に該当する者の近親者 ※注８
- (8) 上記（１）～（７）に過去３年間に於いて該当していた者

- (注) １．「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役および執行役員をいう。
- ２．「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結営業収益の２％を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
- ３．「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結営業収益の２％を超える額の支払いを当社から受けている者をいう。
- ４．「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の２％を超える額の融資を当社に行っている者をいう。
- ５．「多額の金銭その他の財産」とは、年間１,０００万円を超える額の支払いをいう。
- ６．「多額の寄付」とは、年間１,０００万円を超える額の寄付をいう。
- ７．「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の１０％以上の株式を有している株主をいう。
- ８．「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績および株主の皆様への配当金の状況等を総合的に勘案し、社外取締役を除く取締役5名に対して総額4,000万円の賞与を支給させていただきたく存じます。

なお、当社では取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設置しておりますが、本総会に先立ちまして、この報酬委員会が取締役賞与総額支給の内容を審議のうえ取締役会に答申し、取締役会がその答申に基づき本案を決定いたしております。

第5号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬等の額は、平成20年6月26日開催の第88回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役については年額2億5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、社外取締役については年額2,500万円以内、監査役については年額6,000万円以内とそれぞれご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は第2号議案に記載のとおり、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員することを提案させていただいております。併せて、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、社外取締役を除く取締役の報酬等の額については変更せずに、社外取締役については年額4,000万円以内、監査役については年額7,000万円以内にそれぞれ改定いたしたいと存じます。

なお、当社では取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設置しておりますが、本総会に先立ちまして、この報酬委員会が取締役および監査役の報酬等の額改定の内容を審議のうえ取締役会に答申し、取締役会がその答申に基づき本案を決定いたしております。

また、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）、監査役は4名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役4名）、監査役は4名となります。

第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成27年6月25日開催の第95回定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下「現行プラン」といいます。）の更新について株主の皆様にご承認をいただきました。

現行プランの有効期間は平成30年6月26日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、現行プラン更新後の当社の経営環境、買収防衛策を巡る議論の進展を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益確保の観点から、現行プラン継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。

その結果、平成30年5月16日開催の当社取締役会において、情勢の変化等を踏まえ、現行プランを一部修正した上で本定時株主総会に提案し、株主の皆様のご承認を得られることを条件として継続することを決議いたしました。（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）

なお、上記取締役会におきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の全員一致で承認可決がなされるとともに、社外監査役3名を含む監査役4名が出席し、異議がない旨の意見を述べております。

本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合、本プランの有効期間は平成33年6月開催予定の定時株主総会終結の時となります。

現時点において、当社株式の大量買付行為等の提案を受けている事実はありません。

なお、現行プランからの見直しの内容および継続の理由は、以下のとおりです。

＜現行プランからの見直しの内容＞

- ① 対抗措置の発動要件を、いわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収の五つの類型に限定（下記Ⅲ．4．（2）イ（イ）参照）
- ② その他、文言の修正等、所要の修正

なお、当社経営陣が本プランを恣意的に運用することがないように取締役会の独立性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、本定時株主総会において独立性の高い社外取締役を1名増員する取締役選任議案を付議することを、上記取締役会において決議いたしました。

＜継続の理由＞

当社は、下記Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取り組みに記載のとおり、中長期経営計画に基づく企業価値向上やコーポレート・ガバナンスの強化を継続的に取り組んでまいりました。

当社は中長期経営計画において、日本橋兜町・茅場町再開発を起点に新たな成長の基盤と企業価値の増大という成果の獲得を目指しており、これまで証券取引所ビルのオーナーとして築いてきた各ステークホルダーとの信頼関係を基に、地域社会の協力等により再開発第1期プロジェクトの事業化に着手しております。また、株式マーケットのある街という兜町の特性を活かし、金融関連機能の整備をコンセプトとした街づくりを進めており、こうした取り組みが評価され、現在推進している「（仮称）日本橋兜町7地区開発計画」は東京圏国家戦略特別区域における国家戦略都市計画建築物等整備事業に認定されています。当社としては、経営資源を分散させることなく、ステークホルダーとの良好な

関係、当社の経験やノウハウ等を活用することにより、まずは再開発第1期プロジェクトに集中して取り組んでまいります。このような当社の企業価値の考えに基づいた施策を中長期的に継続していくことが、当社の事業基盤を強固なものとし、企業価値の向上と持続的な成長に資するものと考えます。

一方、現在の日本の株式マーケットおよび法制度では、買収者による株式の大量買付けによって株価をつり上げてから会社に株式を引き取らせる行為、重要な資産等を会社より廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行う行為、会社の資産等を買収者の弁済原資等として流用する行為、または会社の資産等を処分して得た利益により一時的な高配当等による利益を得る行為などを目的とした濫用的買収が可能であり、当社企業価値および株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらす大量買付行為の可能性を否定できません。

このような観点から、当社取締役会は、実際に大量買付行為が行われた場合に、当社の企業価値向上に資するものかどうかを株主の皆様が適切に判断するために必要となる時間・情報を確保し、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行う機会を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付行為を抑止することを可能とする枠組みが必要不可欠であると判断し、継続についての承認をお願いするものです。

【ご参考】本プランの主要項目（要約）

主要項目	改定後の内容
対象となる大量買付け	株式等保有割合が20%以上となる買付等
情報提供期間	60日間
取締役会検討期間	60日間（最長30日延長）
独立委員会の構成 （本プラン継続時点）	独立性の高い社外取締役および社外監査役の計3名
対抗措置の発動要件	いわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収 大量買付者が買付プロセスを遵守しない場合
対抗措置発動の決定機関	独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定 対抗措置発動につき、株主意思確認総会を開催することがある
対抗措置の内容	新株予約権の無償割当
有効期間	3年（平成33年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで）
大量買付者が保有する新株予約権 の対価としての現金の交付	行わない

（注）本表は、本プランの主要項目の内容をわかりやすく説明するために、要約して作成したものです。本プランの正確な内容は、以下の本文をご参照ください。

「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して向上していく者でなければならないと考えます。

また、当社は、当社株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、当社の支配権の移転を伴うような株式の大量買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量買付行為の中には、その対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を明白に侵害するもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等を検討し、または取締役会が代替案を提案するための時間や情報を十分に提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるものもあります。

したがって、当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉の一つに、証券取引所ビルのオーナーとして築いてきた信頼感があると考えます。当社は、東京・大阪・名古屋等の証券取引所ビルのオーナーとして設立され、日本の金融インフラ施設等を支えることを通じて、テナント、取引先、地域社会などとの信頼関係を構築してきました。こうした様々なステークホルダーの協力を得ることにより、大阪・名古屋の証券取引所ビルの建替事業を実現したほか、日本橋兜町・茅場町再開発第1期プロジェクトの事業化に着手できました。

源泉の二つ目は、東京圏国家戦略特別区域会議の都市再生プロジェクトにエントリーされている再開発プロジェクトの中長期的な推進であると考えます。地域からの再活性化への期待に加え、東京都は「国際金融都市・東京」構想の取り組みの一つとして、大手町から日本橋、日本橋兜町に至るまでの永代通り沿いを金融の軸とする方針を掲げています。各地区の特徴を生かした開発を進め、各地区が連携することにより、永代通りが金融軸として機能することが期待されています。このような中、当社は株式マーケットのある街という日本橋兜町の特性を活かし、投資家と

企業の対話・交流拠点の促進、資産運用などの金融ベンチャー企業の発展支援などの金融貢献機能の整備をコンセプトとした街づくりを進めています。こうした当社の取り組みが評価され、第1期プロジェクトとなる「(仮称)日本橋兜町7地区開発計画」は東京圏国家戦略特別区域における国家戦略都市計画建築物等整備事業に認定されています。再開発第2期以降のプロジェクトも含めて中長期的にこうした取り組みを継続していくことで、将来的に日本橋兜町・茅場町地区全体で「国際金融都市・東京」構想の一翼を担い、社会的な責務を果たしていきたいと考えております。

このような当社の企業価値の考えに基づいた施策を中長期的に継続していくことが、当社の事業基盤を強固なものとし、企業価値の向上と持続的な成長に資するものと考えます。

2. 企業価値向上のための取り組み

(1) 中長期経営計画over the “NEXT DECADE”

当社は、ビル賃貸事業の拡大という課題に対するアクションプランとして、「中長期経営計画over the “NEXT DECADE”」を平成26年4月に策定し、これからの10年、「街づくりに貢献する会社」という次なるステージを目指すこととしました。

この中長期経営計画のもと、当社は、これまでの大阪証券取引所ビルや名古屋証券取引所ビルの建替事業等を通じて、街の再活性化に一定の役割を果たしてきた経験を活かし、東京証券取引所ビルが所在する日本橋兜町・茅場町の再開発に取り組んでまいります。

当社創業の地である日本橋兜町・茅場町は、「証券の街」として発展してきましたが、情報通信の発達等社会環境が変化するなか、株券売買立会場の閉鎖や証券会社の移転が進むなどにより、その姿を大きく変えてきております。また、地域等から再活性化への期待が高まっているとともに、社会環境やマーケットの変化に対応した街の再構築が求められております。

このような状況の中、当社は日本橋兜町・茅場町再開発を起点に「街づくりに貢献する会社」という次なるステージに歩みを進め、社会的なプレゼンスを高めるとともに、新たな成長の基盤と企業価値の増大という成果の獲得を目指します。

さらには、再開発により得られるノウハウを他の市街地の再活性化に展開いたします。

(2) 中長期経営計画フェーズⅠおよびⅡ

平成26年度から平成28年度を計画期間とした中長期経営計画フェーズⅠにおいては、重点戦略として、「日本橋兜町再活性化プロジェクト」、「ビル賃貸事業のブラッシュアップ」、「リートAM事業等フィービジネスの拡大」および「体制の強化と財務規律の維持」を掲げてまいりました。

これらの戦略のもと、日本橋兜町・茅場町再開発第1期プロジェクトを事業化するなど、再開発事業を着実に進捗させており、賃貸事業においては、兜町第6平和ビルの取得、ポートフォリオの入替えにより約180億円の資産を取得するなど、再開発事業の足腰となる収益基盤の強化に取り組んでまいりました。

また、平和不動産リート投資法人の資産規模拡大や資産の入替えを実施することにより、同リートの成長を支援するとともに平和不動産グループの受託資産を拡大し、さらには、再開発事業を推進する組織体制の構築、有利子負債および金融費用の削減などを実施してまいりました。

このような取り組みの結果、中長期経営計画フェーズⅠにおける連結営業利益、連結経常利益、D/Eレシオの各計数目標をすべて達成いたしました。

平成29年度から平成31年度を計画期間とした中長期経営計画フェーズⅡにおいては、創立70周年を迎えるとともに、日本橋兜町・茅場町再開発が本格的に始動する新たなステージとなります。中長期経営計画の最終ステージに向けて、再開発プロジェクトの着実な推進、ビル賃貸事業のブラッシュアップなどにより、持続的な企業価値向上を目指して、平成35年度連結営業利益100億円台の達成に向け、事業成長基盤を構築する3年間と位置付けており、以下の重点戦略に取り組んでまいります。

① 日本橋兜町・茅場町再活性化プロジェクト

第1期プロジェクトである（仮称）日本橋兜町7地区開発計画、（仮称）日本橋茅場町1-6地区開発計画を本格的に始動させ、着実に推進いたします。

② ビル賃貸事業のブラッシュアップ

賃貸事業資産の入替えおよび積上げ、収益性の向上策を推進し、再開発の足腰となる収益基盤をより強固なものいたします。

③ 不動産ソリューションビジネスの拡大・多角化

平和不動産リート投資法人のスポンサーとして、資産規模の拡大と質の向上をサポートするなど、フィービジネスによる収益の安定的拡大を図ります。また、収益物件の開発、リースアップ、リニューアル工事などを行い、価値を最大化した上で売却するなどの不動産ソリューションビジネスを展開し、収益獲得機会の多角化を目指します。

④ 事業戦略遂行の体制強化、安定的な株主還元の実施

・体制の強化と財務規律の維持

経営効率に配慮しつつ、重点戦略遂行に適した組織体制を構築するとともに、財務体質の強化を図ります。

さらに、コーポレート・ガバナンスの強化、投資家との対話、CSRの推進、人材育成、働き方改革など各ステークホルダーへの期待に応えていく取り組みを強化する期間といたします。

・資本政策、配当政策

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主資本利益率（ROE）を高めることを目指します。また、D/Eレシオを財務規律の指標と位置付け、適切な水準を維持することを基本方針といたします。（ネットD/Eレシオ：1.5倍以下）

株主への還元については配当を中心とし、安定的に株主還元を実施いたします。そのため、企業価値を増大させるために必要となる内部留保の重要性を考慮しつつ、中長期的な連結配当性向目標を30%程度といたします。

3. コーポレート・ガバナンス体制の整備のための取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置づけ、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼に応えるとともに、公正で効率的な企業経営を行うため、当社グループ全体としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

経営の独立性を確保するため、取締役8名のうち3名を社外取締役とし、監査役4名のうち3名を社外監査役として、その社外取締役および社外監査役全員を金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。

当社は監査役会設置会社であります。取締役の報酬の客観性や透明性を確保するため、委員の過半数を社外取締役とする任意の報酬委員会を設置することに加え、取締役および監査役の人事の客観性や透明性を確保するため、委員の過半数を社外取締役とする任意の指名委員会を設置しております。

また、執行役員制度を採用し、経営責任の明確化と意思決定の迅速化に努めております。

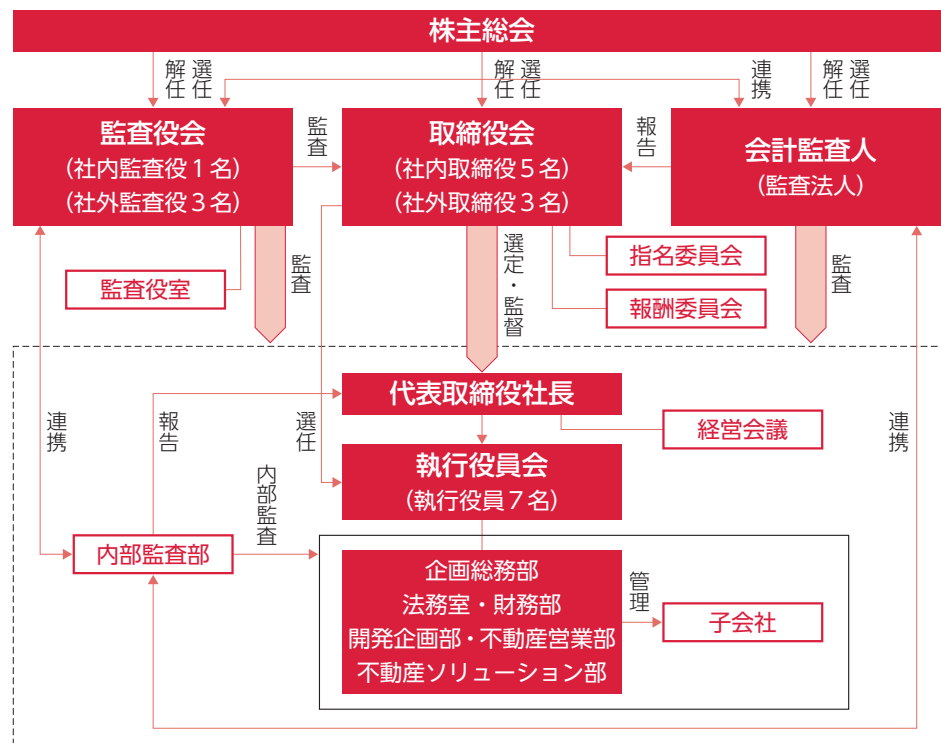
当社はこれまで、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおり、平成23年度に報酬委員会の設置、平成27年度に指名委員会の設置、コーポレートガバナンスガイドラインの策定、平成28年度に取締役会実効性評価の実施、自社株取得目的報酬の導入を行ってまいりました。

平成29年度には、中長期経営計画フェーズⅡのスタートにあたり、経営体制の一層の強化を図るため、社内取締役を1名増員することにより、日本橋兜町・茅場町再開発第1期プロジェクトの事業化を推進しました。

そして、今後、再開発第2期以降のプロジェクトに向けてさらにリスクテイクしていくにあたり、本定時株主総会において、独立性の高い社外取締役を1名増員するための取締役選任議案を付議し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・取締役会の監督機能の強化を図ります。

株主総会参考書類

【ご参考】 当社のコーポレート・ガバナンス体制（平成30年5月16日現在）



Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ．に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを目的としております。

現在の日本の株式マーケットおよび法制度では、買収者による濫用的な企業買収が可能であり、当社企業価値および株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらす大量買付行為の可能性は否定できません。濫用的買収や企業価値を損なう恐れのある不適切な買収行為を防ぐことは経営者に課せられた責務であると認識しております。

当社取締役会は、①当社株主の皆様が買収の是非を適切に判断するための時間・情報を確保すること、②当社株主の皆様のために下記3. に定義する大量買付者と交渉を行う機会を確保すること、③当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付行為を抑止すること、以上を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。そこで、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、本定時株主総会で当社株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決定いたしました。

本プランの継続にあたりましては、関係諸法令、裁判例、金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則等ならびに経済産業省および法務省が公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「買収防衛策に関する指針」といいます。）および企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（以下「買収防衛策の在り方」といいます。）の内容に配慮しております。

2. 本プランの概要

本プランは、一定規模以上の当社株式の買付けを行おうとする者（「3. 買付プロセス」において定義します。以下「大量買付者」といいます。）に対し、次の「3. 買付プロセス」に記載する手続（以下「買付プロセス」といいます。）に従うことを求めています。

当社は、①大量買付者が買付プロセスを遵守しないと判断した場合、または②いわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収（下記Ⅲ. 4. (2) イ (イ)参照）に該当する場合には、対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会は、この判断に際して、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者から構成される委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会の勧告により対抗措置の発動の可否につき株主の皆様のご意思を確認することがあります。

上記の本プランにおける対抗措置は、新株予約権の無償割当としております。

3. 買付プロセス

(1) 対象となる大量買付けの定義

以下の①または②に該当する買付けを「大量買付け」（ただし、当社取締役会が同意したものを除きます。）といい、この大量買付けを提案する者または行う者を「大量買付者」といいます。

- ① 当社が発行者である株式等（※1）について、保有者（※2）とその共同保有者（※3）の株式等保有割合（※4）の合計が20%以上となる買付けその他の取得
- ② 当社が発行者である株式等（※5）について、買付け後における公開買付（※6）者とその特別関係者（※7）の株式等所有割合（※8）の合計が20%以上となる公開買付け

- ※ 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。
 - ※ 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）。
 - ※ 3 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）。
 - ※ 4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。
 - ※ 5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。
 - ※ 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。
 - ※ 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）。
 - ※ 8 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。
- 以下、本プランにおいて別段の定めがない限り同様とします。

(2) 「買付プロセス承諾書」の当社への事前提出

大量買付者には、大量買付けに着手する前に、当社取締役会宛に、買付プロセスに従う旨を記載した書面（以下「買付プロセス承諾書」といいます。）を当社の定める書式により日本語にて作成のうえ提出していただきます。「買付プロセス承諾書」には以下の事項を記入していただきます。

- (i) 大量買付者の概要
 - (イ) 氏名または名称および住所または所在地
 - (ロ) 代表者の役職氏名
 - (ハ) 会社等の目的および事業の内容
- (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法
- (ii) 大量買付者が現に保有する当社の株式の数および「買付プロセス承諾書」提出前60日間における大量買付者の当社の株式の取引状況
- (iii) 大量買付者が提案する大量買付けの概要（大量買付者が大量買付けにより取得を予定する当社の株式の種類および数、ならびに大量買付けの目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付け後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（※）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）
 - ※ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

(3) 大量買付者による情報提供

上記(2)の「買付プロセス承諾書」をご提出いただいた場合には、大量買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大量買付けに対する株主の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大量買付者に対して、「買付プロセス承諾書」を提出していただいた日から10営業日（※）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」（以下「当初情報リスト」といいます。）を上記(2)(i)(ii)の国内連絡先に発送いたしますので、大量買付者には、かかる「当初情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「当初情報リスト」に従い大量買付者から提供していただいた情報では、大量買付けの内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。

※ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

ただし、大量買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、当社取締役会が大量買付者に対して情報提供を要請し大量買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、「当初情報リスト」に基づき提供された本必要情報の受領日の翌日から起算して60日に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供に係る大量買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会検討期間（4.（1）にて述べます。）を開始するものといたします。（ただし、大量買付者から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合等には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）

なお、大量買付けの内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「当初情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- ① 大量買付者とそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社・共同保有者、特別関係者を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（名称、住所、日本国内連絡先、資本関係、財務内容、事業内容、構成員、過去の企業買収の経緯およびその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、現に保有する株式数など）
- ② 大量買付けの目的（「買付プロセス承諾書」において開示された目的の詳細）、方法、および内容（経営参画の意思の有無、大量買付けの対価額・種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付等を行った後における株式等所有割合、大量買付方法の適法性、大量買付けの実行可能性など）
- ③ 大量買付けに関して大量買付者以外の第三者との間に意思連絡がある場合には、その相手方

および内容

- ④ 大量買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付けにより得られる予想シナジーの額・算定根拠など）
- ⑤ 大量買付けの資金の裏づけ（実質提供者を含む資金提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容など）
- ⑥ 大量買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大量買付者が大量買付けにおいて取得を予定する当社の株式に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧ 大量買付後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策（株式の売却や交換、上場廃止、事業の売却や撤退、事業方針の変更、資産の売却、負債額の変更、経営陣の変更など）
- ⑨ 大量買付後の当社および当社グループの利害関係者（従業員、取引先、顧客など）に関する方針
- ⑩ 反社会的勢力（反市場勢力を含む。以下同じとします。）該当性および反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪ その他、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者から大量買付けの提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日または情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

4. 当社取締役会の判断と独立委員会

(1) 取締役会検討期間の設定

当社取締役会は、情報提供期間が満了した日の翌日を起算日として60日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大量買付者との交渉のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、大量買付者から提供された本必要情報に基づ

き、大量買付けに関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大量買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができるものとします。

なお、独立委員会が取締役会検討期間内に下記（2）記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会検討期間を最長30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、速やかに情報開示を行います。

（2）独立委員会とその勧告手続

ア 独立委員会の設置

当社は、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断または過剰な対抗措置の発動を防止するため、企業経営について高度の見識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）から構成する独立委員会を設置します。

独立委員会委員は、3名以上とします。なお、本プラン継続時点における独立委員会の委員は、齊田國太郎社外取締役、増井喜一郎社外取締役および椿愼美社外監査役の3名が就任する予定です。

独立委員会の詳細については、別紙1「独立委員会規則」および別紙2「独立委員会の委員略歴」をご参照ください。

イ 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会検討期間内に、次の(ア)および(イ)に定めるところに従い、当社取締役会に対して大量買付けに関する勧告を行うものとします。

(ア) 大量買付者が買付プロセスを遵守しない場合

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守しなかった場合、当該大量買付けを当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(イ) 大量買付者が買付プロセスを遵守する場合

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守していると判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守している場合であっても、以下記載の①～⑤に該当し、かつ当該大量買付者が行う大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものであり、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

なお、独立委員会は、対抗措置の発動を相当と判断する場合、あらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことがあります。

- ① いわゆるグリーンメイラーである場合（大量買付けが株価をつり上げ、これを当社または当社の関係者等に引き取らせることを目的とする場合）
- ② いわゆる焦土化である場合（大量買付けが当社または当社グループの経営を一時的に支配し、経営上のノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等の重要な資産等を廉価に取得する等、当社または当社グループの犠牲の下に大量買付者またはそのグループの利益を実現する経営を行うことを目的とする場合）
- ③ 大量買付けが当社または当社グループの資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済原資として流用することを目的とする場合
- ④ 大量買付けが当社または当社グループの不動産や有価証券などの資産等を処分し、その利益によって一時的な高配当を得、またはこれによる株価上昇後の株式売り抜けを目的とする場合
- ⑤ いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。）である場合

(3) 取締役会の決議、株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動もしくは不発動あるいは発動の変更または中止を最終的に決定いたします。また、独立委員会の勧告に基づき、対抗措置の発動に関し、あらかじめ株主意思を確認するため株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することがあります。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要、独立委員会の勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに情報開示を行います。

大量買付者は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うまでの間あるいは株主意思確認総会を開催する場合にはその終結の時まで、大量買付けを実行してはならないものとします。また、対抗措置発動に際しては、当社より大量買付者に対して金員等経済的対価の交付は行いません。

(4) 対抗措置発動の変更・中止

大量買付者が大量買付けを撤回した場合、対抗措置を発動すべきと判断した前提事実に変更が生じた場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更または中止を行うことがあります。

発動を中止する場合、新株予約権の無償割当の効力発生日までの間であれば、新株予約権の無償割当を中止することとし、新株予約権の無償割当の効力発生後においては、行使期間開始日前

日までであれば、当該新株予約権を無償取得することとします。

5. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

本プランにおける対抗措置としての新株予約権の無償割当の詳細については、別紙3「新株予約権の要項」をご参照ください。

6. 本プランの有効期間、廃止および改定

本プランの有効期間は、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認をいただいた時から、平成32年度決算に関する当社定時株主総会（平成33年6月開催予定）終結の時までとします。ただし、有効期間内であっても、当社株主総会で本プランを廃止する議案が承認された場合、または当社取締役会で本プランを廃止する決議が行われた場合には、本プランを廃止いたします。当社は、本プランが廃止された場合には、ただちにその旨を株主の皆様に関示いたします。

なお、本プランの有効期間内において、法令や金融商品取引所の規則などの新設または改廃に伴い、これを本プランに反映させることが適切である場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本プランに定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、または当社取締役会において改定することができるものとします。

Ⅳ. 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する取り組みについて

上記Ⅱ. およびⅢ. に記載した各取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 本プランの合理性

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われる場合に、大量買付者に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、当社株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取り組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 「買収防衛策に関する指針」および「買収防衛策の在り方」に沿っていること

本プランは、「買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、「買収防衛策の在り方」の内容に配慮しております。

② 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主総会において、当社株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続されます。加えて対抗措置の発動につき株主意思確認総会を開催し株主の皆様のご意思を確認する場合もあります。

また、上記Ⅲ. 6. 「本プランの有効期間、廃止および改定」に記載したとおり、本プランは有効期間を3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会で本プランを廃止する議案が承認された場合、または当社取締役会で本プランを廃止する決議が行われた場合には、本プランは廃止されることになります。

その意味で、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

③ 合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、上記Ⅲ. 4. (2) イ (イ) 「大量買付者が買付プロセスを遵守する場合」に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、かかる発動事由は、我が国における裁判例の分析や上記「買収防衛策に関する指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策のあり方を分析した上で設定されたものであります。

④ 独立委員会の設置

当社は、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断または過剰な対抗措置の発動を防止するため、独立委員会を別途設置しております。

独立委員会は、かかる独立委員会設置の目的に鑑み、当社取締役会から独立した者で構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

独立委員会は、「独立委員会規則」に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動もしくは不発動、あるいは発動の変更または中止を最終的に決定します。

⑤ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、大量買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

V. 株主および投資家の皆様への影響

1. 本プラン継続時に与える影響

本プランの継続時点では新株予約権の割当ては行われませんので、当社株主の皆様および投資家の皆様の権利または利益には具体的な影響が生じることはありません。

2. 本プランに定める対抗措置の発動時（新株予約権の割当て時および行使時）に与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことを決議した場合には、当社は、割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様へ新株予約権を無償で割当てするため、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権の割当て時には、当社取締役会が新株予約権の割当決議において別途設定する割当期日における当社株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、新株予約権が無償にて割当てられます。この場合において、「新株予約権の要項」Ⅰ.(f)において新株予約権を行使できないとされた者は、他の当社株主の皆様の新株予約権行使によって、結果的にその保有する当社株式が希釈化することになります。また、仮に、当社株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の新株予約権の行使手続を行わない場合には、他の株主の皆様の新株予約権の行使によって、結果的にその保有する当社株式が希釈化することになります。

なお、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項を適用した場合には、当社株主の皆様において新株予約権行使の手続は必要ではなく、また、その保有する株式の希釈化は生じません。この場合、本新株予約権の行使請求書等の送付はいたしません。かかる当社株主の皆様には、ご自身が「新株予約権の要項」Ⅰ.(f)において新株予約権を行使できないとされた者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

また、対抗措置として新株予約権の無償割当を当社取締役会が決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主様が確定した後において、当社が、新株予約権の割当てを中止し、または無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った当社株主および投資家の皆様には、株価の変動により相応の損害が発生する場合があります。

以 上

別紙1 独立委員会規則
別紙2 独立委員会の委員略歴
別紙3 新株予約権の要項

参考資料1 本プランの手續に関するフローチャート
参考資料2 当社株式の状況（平成30年3月31日現在）

別紙 1

独立委員会規則

第1条（目的）

- 1 独立委員会は、当社株式の大量買付けが行われようとしている場合、または行われた場合において、当該大量買付者が買付プロセスを遵守しているか否か、および当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものか否かを公正・中立な第三者の視点から判断し、当社取締役会が当該大量買付けへの対抗措置として新株予約権の無償割当等を行うことが相当かどうかを当社取締役会に勧告することにより、当社取締役会による恣意的な判断または過剰な対抗措置を防止することを目的として設置されるものとする。
- 2 本規則において用いられる用語は、別途明示に定められる場合を除き、本プラン（当社取締役会にて決議され、株主総会による承認を得た「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」をいう。以下同じ。）で定義された意味と同一の意味を有するものとする。

第2条（設置）

独立委員会は、当社取締役会がこれを設置する。

第3条（組織）

- 1 独立委員会は、独立委員会委員の全員をもって構成する。
- 2 独立委員会委員は、3名以上とする。
- 3 独立委員会委員は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）のうち、以下の条件を満たす者の中から当社取締役会により選任される。
 - (1) 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、総称して「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。以下同じ。）または監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがないこと
 - (2) 現在または過去における当社等の取締役または監査役の親族でないこと
 - (3) 当社等との間に特別利害関係がないこと
- 4 独立委員会委員は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

第4条（任期）

独立委員会委員の任期は、就任した日から3回目に到来する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 就任後最初に到来する本プランの有効期限が経過したとき
- (2) 当社社外取締役または当社社外監査役である独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなったとき

第5条（職務）

- 1 独立委員会は、当社取締役会からの諮問に対し、原則として以下の各号に掲げる事項を検討の上決議し、大量買付者から情報提供が行われた日の翌日から起算して60日以内（ただし、合理的な理由がある場合には、必要な範囲内で最長で30日間延長できるものとする。）に当社取締役会に対して勧告を行う。
 - (1) 大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものか否か
 - (2) 対抗措置を発動するか否か
 - (3) 対抗措置発動に際し株主意思確認総会を開催するか否か
 - (4) その他、本プランに関し当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 2 独立委員会は、前項の勧告を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から判断しなければならない。専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- 3 独立委員会は、本条第1項各号に掲げる事項に加え、以下の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 本プランの対象となる大量買付けの該当性の判断
 - (2) 大量買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の判断
 - (3) 大量買付者による大量買付けの内容の精査・検討
 - (4) 本プランを遵守したか否かの判断
 - (5) 取締役会検討期間を延長するか否かの判断
 - (6) 対抗措置発動を変更・停止すべきか否かの判断
 - (7) 本プランの継続・変更・廃止するか否かの判断
 - (8) その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 4 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- 5 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家）の助言を得ることができる。

第6条（招集）

- 1 独立委員会の各委員および当社取締役会は、大量買付けがなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 2 独立委員会の招集通知は、各独立委員会委員に対し開催日の3日前までに発信しなければならない。ただし、緊急のときはこれを短縮できるものとする。
- 3 独立委員会委員の全員の同意がある場合には、前項の招集手続を経ずに独立委員会を開催することができる。

第7条（議長）

- 1 独立委員会の議長は、独立委員会で予め定めた者がこれに当たる。
- 2 前項に規定する者に事故あるときは、予め独立委員会で定めた順序により、他の独立委員会委員が代行する。

第8条（決議の方法）

- 1 独立委員会の決議は、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数の賛成をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員に事故その他やむを得ない事由がある場合には、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行うことができる。
- 2 独立委員会委員が独立委員会を欠席するときは、原則として開催日の前日までに、その旨を理由とともに書面で事務局に届出なければならない。
- 3 独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会委員は、決議に参加することができない。
- 4 独立委員会は、決議の結果を、理由を付して速やかに当社取締役会に勧告しなければならない。
- 5 当社取締役会は、前項の独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。

第9条（議事録）

独立委員会の議事については、その経過要領および結果を記載した議事録を2通作成し、出席した独立委員会委員が記名押印する。

第10条（株主等への情報の開示）

独立委員会の勧告内容については、当該事項についての当社取締役会の決議内容を開示する際に、その概要を開示するものとする。

第11条（改廃）

本規則の改廃は、当社取締役会の決議による。

付 則

本規則は、平成19年6月27日より施行する。

本規則は、平成21年6月25日に改正する。

本規則は、平成23年6月28日に改正する。

本規則は、平成25年6月26日に改正する。

本規則は、平成27年6月25日に改正する。

以 上

別紙 2

独立委員会の委員略歴

<社外取締役>

齊田 國太郎（さいだ くにたろう）

（略歴）

昭和44年 4 月 検事任官
平成13年11月 東京地方検察庁検事正
平成15年 2 月 高松高等検察庁検事長
平成16年 6 月 広島高等検察庁検事長
平成17年 8 月 大阪高等検察庁検事長
平成18年 5 月 退官
平成18年 5 月 弁護士登録・開業（現任）
平成19年 6 月 株式会社ニチレイ社外監査役（現任）
平成20年 6 月 住友大阪セメント株式会社社外取締役（現任）
平成22年 6 月 当社社外取締役（現任）
平成26年 3 月 キヤノン株式会社社外取締役（現任）

<社外取締役>

増井 喜一郎（ますい きいちろう）

（略歴）

昭和48年 4 月 大蔵省入省
平成12年 6 月 大蔵省近畿財務局長
平成15年 7 月 金融庁総務企画局長
平成17年 9 月 日本証券業協会専務理事
平成18年 5 月 日本証券業協会副会長
平成24年 6 月 株式会社東京証券会館取締役
平成25年 7 月 日本投資者保護基金理事長（現任）
平成26年 6 月 公益財団法人日本証券経済研究所理事長（現任）
平成28年 6 月 株式会社日本格付研究所社外取締役（現任）
平成29年 6 月 当社社外取締役（現任）

<社外監査役>

椿 愼美（つばき ちかみ）

（略歴）

昭和45年 4 月	荏原インフィルコ株式会社（現株式会社荏原製作所）入社
昭和50年 5 月	監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
昭和54年 3 月	公認会計士登録・開業（現任）
平成11年 7 月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員就任
平成16年 7 月	日本公認会計士協会常務理事
平成25年 6 月	NKSJホールディングス株式会社（現SOMPOホールディングス株式会社） 社外監査役
平成26年 6 月	当社社外監査役（現任）
平成28年 6 月	セイコーエプソン株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

各氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
各氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以 上

別紙 3

新株予約権の要項

I. 本新株予約権の内容

- (a) 本新株予約権の目的である株式の種類および数
本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。本新株予約権の目的である株式の数は、当社取締役会で別途定める。
- (b) 各本新株予約権の発行価額
無償とする。
- (c) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は 1 円以上とする。
- (d) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
当社取締役会が別途定めるものとする。
- (e) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- (f) 本新株予約権の行使条件
 - 1) 以下のいずれかに該当する者は、本新株予約権を行使できない。
 - ① 大量買付者（注 1）
 - ② 大量買付者の共同保有者（注 2）
 - ③ 大量買付者の特別関係者（注 3）
 - ④ ①ないし③に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受または承継した者
 - ⑤ ①ないし④に該当する者の関連者（実質的に、大量買付者を支配し、大量買付者に支配されもしくは大量買付者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または大量買付者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。）

注 1：「大量買付者」とは、(i)当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。）について、保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に定義される保有者をいい、同第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。））とその共同保有者（注 2 に定義される。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。）の合計が 20% 以上となった者またはそのようになったと当社取締役会が認める者、または(ii)当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。）について、買付け後における公開買付（同法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）者とその特別関係者（注 3 に定義される。）の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。）の合計が 20% 以上となる公開買付けの開始公告を行った者をいう。

注2：「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。

注3：「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。

2) 上記1)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(g) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の効力発生日から2か月以内の当社取締役会が別途定める期間とする。

(h) 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当の効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、本新株予約権1個につき当社取締役会で別途定める数の普通株式を交付することにより、上記(f)1)のいずれにも該当しない者の有する本新株予約権を取得することができる。

なお、上記(f)1)のいずれかに該当する者の有する本新株予約権に対して、金員等経済的対価の交付は行わない。

(i) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の本新株予約権の交付およびその条件
当社取締役会が別途定めるものとする。

(j) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、これを発行しない。

(k) 本新株予約権の消却事由等

本新株予約権の消却事由および消却条件は、これを定めない。

Ⅱ. 株主に割当てる本新株予約権の数

当社取締役会で別途定める割当てに係る基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割当てる。

Ⅲ. 本新株予約権無償割当の効力発生日

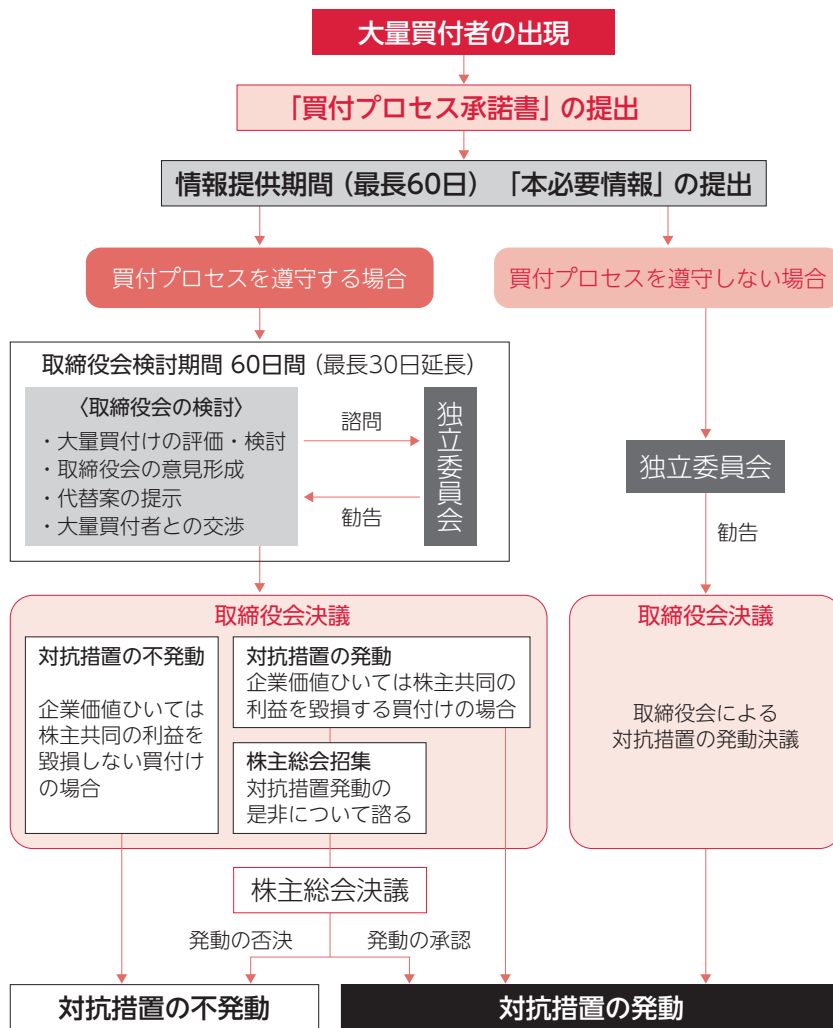
当社取締役会が別途定めるものとする。

Ⅳ. 法令の改正等による修正

法令や金融商品取引所の規則などの新設または改廃に伴い、これを本プランに反映させることが適切である場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本プランに定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、または、当社取締役会において改定することができるものとする。

以 上

本プランの手續に関するフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランに係る手續の流れの概要をわかりやすく説明するために作成したものです。本プランの詳細については、本文をご参照ください。

参考資料 2

当社株式の状況（平成30年 3月31日現在）

- 1. 発行可能株式総数 110,000,000株
- 2. 発行済株式の総数 40,059,996株
- 3. 株主数 19,211名
- 4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資の状況	
	持株数	持株比率
三菱地所株式会社	4,274千株	10.72%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,954千株	4.90%
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	1,552千株	3.89%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,541千株	3.86%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,211千株	3.04%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	989千株	2.48%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/SECURITIES-AIFM	856千株	2.15%
GOVERNMENT OF NORWAY	763千株	1.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	665千株	1.67%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	657千株	1.65%

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（174千株）を控除して計算しております。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

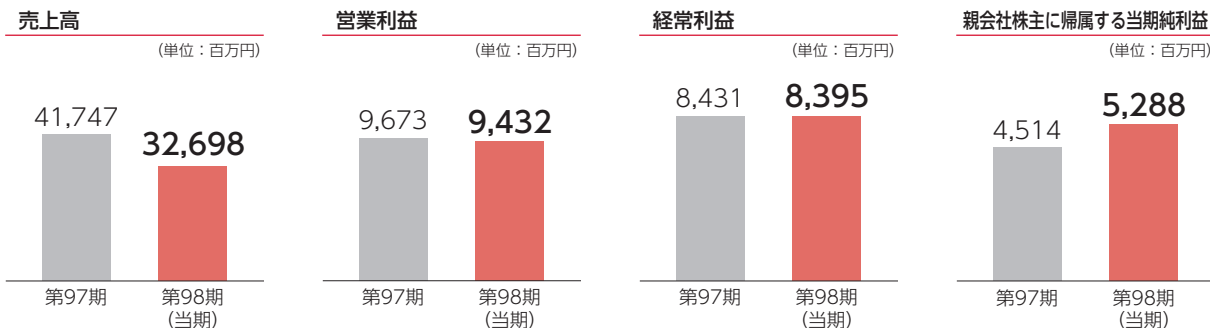
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策等により、雇用、所得環境の改善が堅調で、景気は緩やかな回復基調が継続したものの、米国政権の政策動向等を背景とした海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響等により、先行きが懸念される不透明な状況で推移いたしました。

こうした中、不動産業界においては、賃貸オフィス市場につきましては、景気回復を背景とした企業の移転、拡張等によるオフィス需要が旺盛であり、全国的に空室率が低水準で推移したことによる品薄感から、地方主要都市を含む多くのエリアで賃料水準の上昇傾向が継続しました。不動産投資市場につきましては、資金調達環境の改善等を背景に積極的な物件取得姿勢は継続しており、好調な不動産市況が下支えとなって底堅く推移いたしました。

このような事業環境のもと、当社グループは、平成29年度から平成31年度までの中長期経営計画 over the “NEXT DECADE” フェーズⅡを策定し、日本橋兜町・茅場町再開発プロジェクトの着実な推進などにより、持続的な企業価値向上を目指して事業成長基盤を構築する期間と位置付け、事業に取り組んでおります。

当社グループの連結業績につきましては、不動産ソリューション事業における前期のたな卸資産売却の反動減等により、売上高は326億98百万円（前期比90億49百万円、21.7%減）、営業利益は94億32百万円（同2億40百万円、2.5%減）、経常利益は83億95百万円（同35百万円、0.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は特別損失の大幅な減少等により、過去最高益となる52億88百万円（同7億73百万円、17.1%増）となりました。



各事業の概況は、次のとおりであります。

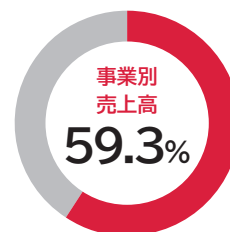
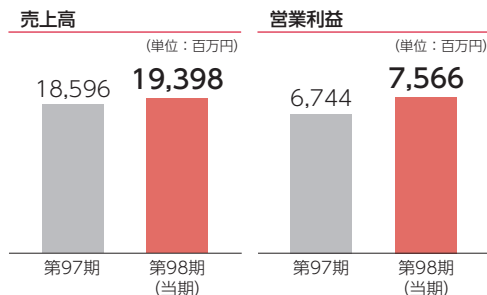
なお、平成29年6月27日付の組織変更に伴い、当連結会計年度より、従来「不動産ソリューション事業」に含めていたプロパティマネジメント業務に係る売上高、利益等を「賃貸事業」に含めております。以下の前連結会計年度の実績値については、変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

賃貸事業

主な事業内容 証券取引所、オフィス、商業施設および住宅等の開発、賃貸、管理ならびに運営等

賃貸事業のうち、ビル賃貸収益は、前期に取得した「兜町第6平和ビル」(東京都中央区)および賃貸事業資産の積上げによる収益拡大を目的として当期に取得した「大阪御堂筋ビル」(大阪府大阪市)の賃貸収益貢献等により、189億33百万円(前期比8億23百万円、4.5%増)となりました。この内訳は、証券取引所賃貸収益30億10百万円、一般オフィス賃貸収益120億8百万円、商業施設賃貸収益33億45百万円とこれに土地賃貸収益等を加えた収益であります。これに住宅賃貸収益を含めた本事業の売上高は193億98百万円(同8億2百万円、4.3%増)、営業利益は75億66百万円(同8億21百万円、12.2%増)となりました。

なお、当連結会計年度末における当社の賃貸用ビルの空室率は、2.58%となりましたが、これは日本橋兜町・茅場町再開発のための貸し止めを含んでおり、これを除くと2.05%であります。

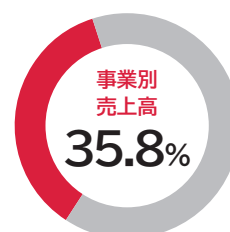
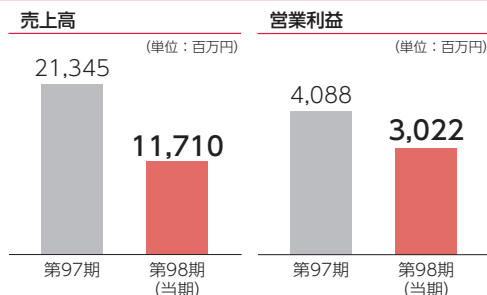


不動産ソリューション事業

主な事業内容 収益用不動産の開発、売却、運用およびマネジメント、住宅の開発および販売ならびに不動産の仲介等

不動産ソリューション事業のうち、不動産開発収益は、前期における「西新橋TSビル」(東京都港区)売却の反動減等により、61億71百万円(前期比111億76百万円、64.4%減)、マネジメントフィーは11億32百万円(同10百万円、1.0%増)、住宅開発収益は「HF田端レジデンス」(東京都北区)1棟、

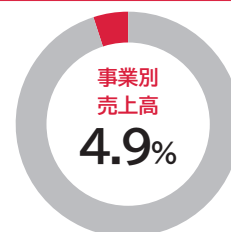
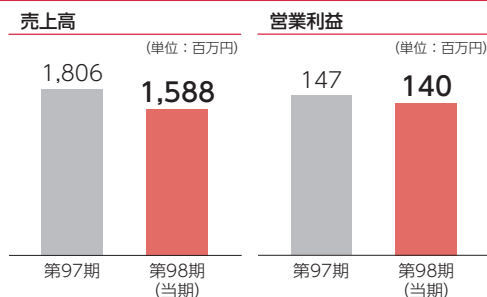
「HF両国レジデンス」(東京都墨田区)1棟および「エアーズガーデン新浦安」(千葉県浦安市)18戸の売上計上等により、34億53百万円(同15億98百万円、86.1%増)となりました。これに不動産仲介収益を加えた本事業の売上高は117億10百万円(同96億34百万円、45.1%減)、営業利益は30億22百万円(同10億65百万円、26.1%減)となりました。



その他の事業

主な事業内容 建物設備保守管理および改修工事請負ならびに保険代理店業務等

その他の事業のうち、請負工事建物管理事業の収益は14億44百万円（前期比12百万円、0.8%減）となり、これにその他収益を加えました本事業の売上高は15億88百万円（同2億17百万円、12.1%減）、営業利益は1億40百万円（同6百万円、4.7%減）となりました。



(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、政策の効果等により緩やかな回復基調が継続していくことが見込まれますが、国際経済・政治の動向は不透明感が強いことや金融資本市場の変動等による影響には注意が必要です。不動産業界においては、賃貸オフィス市場では、企業業績の向上に伴うオフィス需要の拡大を背景に空室率の低下傾向は継続し、賃料水準の緩やかな上昇が期待されます。また、不動産投資市場では、不動産価格は高止まりの状況が継続し、底堅く推移すると見込まれます。

このような事業環境の中、当社は日本橋兜町・茅場町再開発を起点に「街づくりに貢献する会社」という次なるステージに歩みを進め、社会的なプレゼンスを高めるとともに、新たな成長の基盤と企業価値の増大という成果の獲得を目指しております。

さらには、日本橋兜町・茅場町再開発により得られるノウハウを他の市街地の再活性化に展開いたします。これらの実現に向けて、平成26年度から平成35年度までを計画期間とする中長期経営計画over the “NEXT DECADE”に取り組んでおり、本計画期間のうち、平成29年度から平成31年度を中長期経営計画のフェーズⅡとして、3年間に係る経営計画を平成29年4月に策定いたしました。

当社グループはフェーズⅡにおいて、中長期経営計画の最終ステージに向けて、日本橋兜町・茅場町再開発プロジェクトの着実な推進、ビル賃貸事業のブラッシュアップなどにより、持続的な企業価値向上を目指してまいります。さらには、平成35年度の連結営業利益目標100億円台の達成に向けた事業成長基盤を構築する3年間と位置付けており、以下の重点戦略に取り組んでまいります。

① 日本橋兜町・茅場町再活性化プロジェクト

第1期プロジェクトである（仮称）日本橋兜町7地区開発計画、（仮称）日本橋茅場町1-6地区開発計画を本格的に始動させ、着実に推進いたします。なお、（仮称）日本橋兜町7地区開発計画については、本年3月に東京圏国家戦略特別区域における国家戦略都市計画建築物等整備事業として、内閣総理大臣の認定を受けております。

② ビル賃貸事業のブラッシュアップ

賃貸事業資産の入替えおよび積上げ、収益性の向上策を推進し、再開発の足腰となる収益基盤をより強固なものいたします。なお、当連結会計年度において賃貸事業資産の積上げによる収益拡大を目的として、大阪御堂筋ビルを取得いたしました。

③ 不動産ソリューションビジネスの拡大・多角化

平和不動産リート投資法人のスポンサーとして、資産規模の拡大と質の向上をサポートするなど、フィービジネスによる収益の安定的拡大を図ります。また、収益物件の開発、リースアップ、リニューアル工事などを行い、価値を最大化した上で売却するなどの不動産ソリューションビジネスを展開し、収益獲得機会の多角化を目指します。

④ 事業戦略遂行の体制強化、安定的な株主還元の実施

・体制の強化と財務規律の維持

経営効率に配慮しつつ、重点戦略遂行に適した組織体制を構築するとともに、財務体質の強化を図ります。さらに、コーポレートガバナンスの強化、投資家との対話、CSRの推進、人材育成、働き方改革など各ステークホルダーへの期待に応えていく取組みを強化する期間といたします。

・資本政策、配当政策

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主資本利益率（ROE）を高めることを目指します。また、D/Eレシオを財務規律の指標と位置付け、適切な水準を維持することを基本方針といたします。

株主への還元については配当を中心とし、安定的に株主還元を実施いたします。そのため、企業価値を増大させるために必要となる内部留保の重要性を考慮しつつ、中長期的な連結配当性向目標を30%程度といたします。

当社グループは、これからも「街づくりに貢献する会社」として、社会的責任を積極的に果たすべく、長期的かつ持続的な企業価値の増大に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、何卒変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度は、「大阪御堂筋ビル」（大阪府大阪市）の取得等により、総額166億42百万円の設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

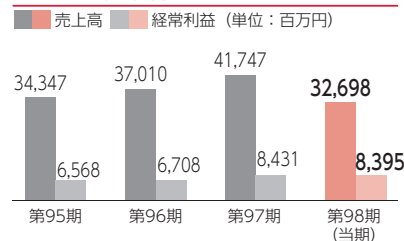
当連結会計年度は、無担保社債を発行し、総額15億円の資金調達を行いました。

(5) 財産および損益の状況の推移

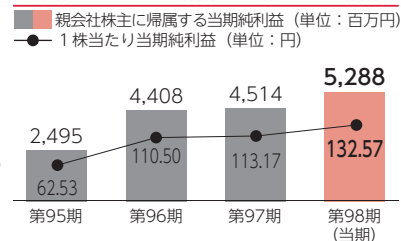
区 分 \ 期 別	第95期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第96期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	第97期 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	第98期 (当連結会計年度) 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	34,347百万円	37,010百万円	41,747百万円	32,698百万円
経常利益	6,568百万円	6,708百万円	8,431百万円	8,395百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,495百万円	4,408百万円	4,514百万円	5,288百万円
1株当たり当期純利益	62円53銭	110円50銭	113円17銭	132円57銭
総資産	297,736百万円	294,021百万円	293,025百万円	302,795百万円
純資産	92,298百万円	94,827百万円	97,524百万円	104,900百万円
1株当たり純資産	2,313円34銭	2,377円02銭	2,444円84銭	2,630円07銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算定しております。
 2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、第96期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

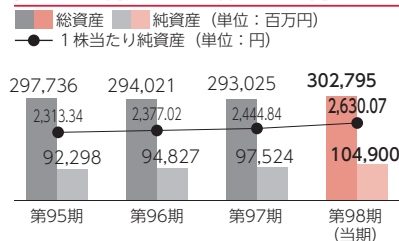
売上高／経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益／1株当たり当期純利益



総資産／純資産／1株当たり純資産



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
平 和 サ ー ビ ス 株 式 会 社	134	100.0	建物設備保守管理および改修工事請負、保険代理店業務等
ハウジングサービス株式会社	95	100.0	不動産の仲介等
平 和 不 動 産 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	295	100.0	平和不動産リート投資法人の資産運用
株 式 会 社 東 京 証 券 会 館	100	100.0	不動産の所有および賃貸、ホール・会議室および飲食店の経営等

(注) 有限会社カリテスは、当連結会計年度において重要性が低下したため、連結の範囲から除外し、清算結了いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
賃 貸 事 業	証券取引所、オフィス、商業施設および住宅等の開発、賃貸、管理ならびに運営等
不 動 産 ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	収益用不動産の開発、売却、運用およびマネジメント、住宅の開発および販売ならびに不動産の仲介等
そ の 他 の 事 業	建物設備保守管理および改修工事請負ならびに保険代理店業務等

(8) 主要な営業所

会 社 名	所 在 地
平 和 不 動 産 株 式 会 社	本 店：東京都中央区 名古屋支店：名古屋市中区 札幌支店：札幌市中央区
平 和 サ ー ビ ス 株 式 会 社	本 店：東京都中央区 名古屋支店：名古屋市中区
ハウジングサービス株式会社	大阪市中央区
平 和 不 動 産 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	東京都中央区
株 式 会 社 東 京 証 券 会 館	東京都中央区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
賃貸事業	77名	+11名
不動産ソリューション事業	80名	△6名
その他の事業	50名	+3名
全社（共通）	26名	+1名
計	233名	+9名

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
106名	+4名	41.6才	14.4年

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額
	百万円
株式会社りそな銀行	19,699
株式会社七十七銀行	15,840
株式会社みずほ銀行	12,307
株式会社三井住友銀行	11,514
三井住友信託銀行株式会社	8,700

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,059,996株（自己株式174,783株を含む。）
- (3) 株主数 19,211名（前期末比2,426名減）
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱地所株式会社	4,274	10.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,954	4.90
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	1,552	3.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,541	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,211	3.04
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	989	2.48
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/SECURITIES-AIFM	856	2.15
GOVERNMENT OF NORWAY	763	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	665	1.67
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1 4 0 0 4 2	657	1.65

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（174,783株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	岩 熊 博 之	開発企画部管掌
取 締 役 専 務 執 行 役 員	土 本 清 幸	不動産営業部管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	山 田 和 雄	開発企画部（開発）管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	岩 崎 範 郎	企画総務部（総務）、財務部、法務室管掌
取 締 役 執 行 役 員	林 信 一	不動産ソリューション部管掌
社 外 取 締 役	藍 澤 基 彌	藍澤證券株式会社 代表取締役社長
社 外 取 締 役	齊 田 國太郎	株式会社ニチレイ 社外監査役 住友大阪セメント株式会社 社外取締役 キヤノン株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	増 井 喜一郎	公益財団法人日本証券経済研究所 理事長 日本投資者保護基金 理事長 株式会社日本格付研究所 社外取締役
常 勤 監 査 役	加 藤 尚 人	
常勤社外監査役	広 瀬 雅 行	
社 外 監 査 役	佐々木 靖 忠	
社 外 監 査 役	椿 愼 美	セイコーエプソン株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役のうち藍澤基彌氏、齊田國太郎氏および増井喜一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち広瀬雅行氏、佐々木靖忠氏および椿愼美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役佐々木靖忠氏は、日本銀行における長年の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役椿愼美氏は、公認会計士としての専門的な知識と経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役藍澤基彌氏、取締役齊田國太郎氏、取締役増井喜一郎氏、監査役広瀬雅行氏、監査役佐々木靖忠氏および監査役椿愼美氏は、各証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 平成29年6月27日開催の第97回定時株主総会において、土本清幸氏、林信一氏および増井喜一郎氏は取締役に新たに選任され、また、広瀬雅行氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

7. 平成29年6月27日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって、早川孝氏および高木茂氏は取締役を退任し、また、小島茂夫氏は監査役を退任いたしました。

8. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
土 本 清 幸	—	取締役専務執行役員 不動産営業部管掌	平成29年6月27日
林 信 一	執行役員 不動産営業部、 プロパティマネジメント部管掌 不動産営業部長	取締役執行役員 不動産ソリューション部管掌	平成29年6月27日

9. 執行役員は上記取締役執行役員（5名）のほか次の2名であり、その担当業務は以下のとおりであります。

執行役員 水田廣樹 大阪支店長

執行役員 中尾友治 企画総務部（企画）、街づくり推進室管掌

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 取締役の報酬等の決定方針等

当社は、取締役の報酬の客観性や透明性を確保するため、取締役会の下に、過半数を社外取締役とする任意の報酬委員会を設置しております。

取締役の報酬は定額の基本報酬、自社株取得目的報酬および業績連動の賞与からなり、企業業績および中長期的な企業価値の向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系としております。

報酬委員会は、取締役の報酬等に係る基本方針、報酬等の総額、個人別の報酬等の内容を決定するとともに、取締役会が株主総会に提出する取締役の基本報酬および賞与に関する事項について、取締役会からの諮問を受け、当該事項に対する意見を取締役会に答申いたします。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	10名	218百万円	内、社外4名 21百万円
監 査 役	5名	55百万円	内、社外4名 35百万円
合 計	15名	274百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第88回定時株主総会で、社外取締役を除く取締役については年額2億50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、社外取締役については年額25百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第88回定時株主総会で、年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、平成30年6月26日開催の第98回定時株主総会において決議予定の取締役賞与40百万円を含んでおります。
4. 上記の員数には、平成29年6月27日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
5. 当社は、平成20年6月26日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会后、引き続き在任する取締役および監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役1名に対し42百万円の退職慰労金を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	藍 澤 基 彌	藍澤證券株式会社	取締役藍澤基彌氏は、藍澤證券株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社との間でお互いの株式を保有しておりますが、同社による当社株式保有割合は当社発行済株式総数の1%未満であります。
社外取締役	齊 田 國 太 郎	株式会社ニチレイ	特別な関係はありません。
		住友大阪セメント株式会社	特別な関係はありません。
		キャノン株式会社	特別な関係はありません。
社外取締役	増 井 喜 一 郎	公益財団法人日本証券経済研究所	取締役増井喜一郎氏は、公益財団法人日本証券経済研究所の理事長を兼任しており、当社は同社との間で不動産賃貸に係る取引がありますが、取引額の占める割合は当社連結営業収益（連結売上高）の1%未満であります。
		日本投資者保護基金	特別な関係はありません。
		株式会社日本格付研究所	特別な関係はありません。
社外監査役	椿 愼 美	セイコーエプソン株式会社	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	主な活動状況
社外取締役	藍 澤 基 彌	11回中10回 (90.9%)	—	企業経営者としての経験を活かし、客観的な視点から取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。
社外取締役	齊 田 國 太 郎	11回中11回 (100.0%)	—	法曹界で培われた専門的な知識、経験を活かし、客観的な視点から取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。
社外取締役	増 井 喜 一 郎	9回中9回 (100.0%)	—	金融・証券界で培われた専門的な知識、経験を活かし、客観的な視点から取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。
社外監査役	広 瀬 雅 行	9回中9回 (100.0%)	7回中7回 (100.0%)	監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、これまで監査役として培った知識、経験を活かし、取締役会の意思決定過程の適正性および妥当性の確保のために適宜質問・指摘を行っております。
社外監査役	佐 々 木 靖 忠	11回中11回 (100.0%)	9回中9回 (100.0%)	監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、これまでの日本銀行や民間企業で歴任した業務の経験を活かし、取締役会の意思決定過程の適正性および妥当性の確保のために適宜質問・指摘を行っております。
社外監査役	椿 慎 美	11回中11回 (100.0%)	9回中9回 (100.0%)	監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、公認会計士としての専門的な知識、経験を活かし、取締役会の意思決定過程の適正性および妥当性の確保のために適宜質問・指摘を行っております。

(注) 取締役増井喜一郎氏および監査役広瀬雅行氏は、平成29年6月27日開催の定時株主総会において選任されているため、就任以降の出席状況を記載しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額

30百万円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、関係部署および会計監査人から必要とする資料を入手し、または報告を受け、監査計画の内容、前年の監査実績、監査報酬の推移および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性、専門性および職務遂行状況等を確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備し、適法で効率的な企業体制の構築を図っております。

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、独立役員である社外取締役および社外監査役を選任し、取締役会の経営・監督機能、監査役の監査機能の強化を図る。
 - イ. 当社は、「企業行動憲章」、「平和不動産グループ行動規範」および「コンプライアンス規程」を定め、取締役、執行役員および職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。
 - ウ. 当社は、「内部通報規程」に基づき、コンプライアンス上の問題が発生した場合の通報手段としてコンプライアンス・ホットラインを設け、その早期発見と適切な対応を行う。
 - エ. 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定記録やりん議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書保存・廃棄取扱基準」等に基づき、適切に保存・管理する。

取締役および監査役は、常時これらを閲覧することができる。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、リスク管理の実行を経営に係る重要課題であるとの認識の下、「リスク管理規程」を定めるとともに、当該規程において「リスク管理委員会」を設置し、対象となるリスクおよび管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。

イ. 「リスク管理委員会」は、所管する事項について、必要に応じて取締役会および監査役会へ報告する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社は、執行役員制度を導入し、経営と業務執行に関する機能と責任を分離し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。

イ. 当社は、担当役員制ならびに「取締役会規則」「執行役員会規則」「事務分掌規程」等社内諸規則に定められた職務権限および意思決定方法により、取締役の職務執行が効率的に遂行されるように努める。

ウ. 年度事業計画等の策定により、全社的な目標を設定し、職務執行を効率的に推進する。

⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、当社およびその子会社（併せて「当社グループ」と総称する。）を対象とする「関係会社管理規程」を定め、管理の所在等の明確化を図ることにより、当社グループとしての業務の適正性を確保するよう努める。

イ. 当社は、当社グループに係る戦略の立案、子会社に係る指導およびモニタリングその他の経営管理、財務運営および連結決算に係る管理、財務報告に係る内部統制の整備および運用ならびに有効性評価に係る管理、業務運営に係る管理等を統括する。

ウ. 当社は、当社が定める「企業行動憲章」、「平和不動産グループ行動規範」および「コンプライアンス規程」を当社グループに対しても適用し、当社グループの役職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。

エ. 当社は、リスク管理の実行を経営に係る重要課題であるとの認識の下、当社が定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおいて対象となるリスクおよび管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。

オ. 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社に関する重要事項については、原則として事前に報告することを義務付ける。

- カ．当社は、主要な子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は当該子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は当該子会社の業務執行状況を監査する。
- キ．当社は、グループ連結経営に関する事項について報告または協議を行うことを目的として、関係会社経営会議や関係会社事務連絡会を設け、事業の方針および経営情報等を共有化するとともに、子会社に関する重要事項については、取締役会に報告する。
- ク．当社は、財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の整備および運用の基本方針」を定め、その実現に向けて「財務報告に係る内部統制連絡会」を設置し、当社グループを横断する協力体制を整えるよう努める。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア．当社は、監査役室を設置し、監査役が行う監査に関する事項および当該職務を補助する使用人を配置する。
- イ．当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うこととし、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ウ．当該使用人の任命および異動は監査役の同意を必要とし、また、その評価については監査役の意見を十分に尊重する。
- ⑦ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、取締役会や執行役員会等の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録やりん議書等の写しを受領し、それに対する報告等を求める。また、監査役は、定期的に代表取締役、内部監査部門および会計監査人と協議の場を持つ。
- イ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告を行う。
- ウ. 当社は、関係会社経営会議または関係会社事務連絡会において報告された子会社に関する内容、子会社に対する内部監査の結果およびコンプライアンス・ホットラインによる通報内容の重要事項を、監査役に報告する。
- エ. 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

① コンプライアンス体制に関する取組み

「平和不動産グループ行動規範」を制定し、役職員に対して法令遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する研修等を定期的実施しております。

コンプライアンス・情報セキュリティ等の全社一斉点検を実施し、その結果を社内周知することにより、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

内部通報制度を当社グループ全体に適用し、子会社の役職員も利用可能なホットラインとして運用しており、コンプライアンス上の問題の早期発見に努めております。

② リスク管理体制に関する取組み

グループ内部統制の一環として「リスク管理規程」を子会社にも適用し、当社グループとしての危機管理に必要な体制を確立しております。また、代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会（当事業年度は4回開催）を開催し、「リスク管理規程」に基づき当社グループ内の顕在化したリスクの把握、それに対する再発防止策等の審議を行っております。

物件の取得・売却に関しては、取締役会における審議に先立ち「投資リスク等検討ワーキング」

を開催し、取得・売却のリスク分析等を行い、その結果を執行役員会に報告しております。

「事業継続計画（BCP）」およびこれに基づく対応マニュアルを作成し、定期的に点検することにより、緊急時における企業危機のリスク軽減に努めております。

③ 効率的業務執行体制に関する取組み

執行役員制度を導入し、執行役員会は業務執行の機動的な意思決定を行っております。

取締役会の重要な審議案件の「年度事業計画」の策定に際しては、各部署において十分に検討のうえ、関係会社経営会議、執行役員会において経営計画における課題および対応について協議・論点整理を行ったうえで取締役会に付議することにより、職務執行を効率的に推進しております。

取締役会の実効性評価のため、取締役および監査役全員を対象として自己評価アンケートを実施し、その評価結果をもとに、改善のための議論を行い、取締役会の実効性向上を図っております。

④ 企業集団体制に関する取組み

「関係会社管理規程」に子会社の業務運営に係る管理統括の所管部署を定め、当社グループ間の事業連携の強化を図っております。

また、子会社とは定期的に「関係会社経営会議」を開催し、子会社の事業計画の進捗を確認・協議するとともに、「関係会社事務連絡会」を定期的に開催し、当社グループにおける内部統制システムの運用状況を確認しております。

子会社に兼務役員を派遣し、当該子会社の取締役等の職務執行の監督または監査を行うことにより、子会社の業務執行の管理を行っております。

⑤ 監査役監査体制に関する取組み

監査役は取締役会等の重要会議に出席し、審議内容については必要に応じて説明を求めているほか、代表取締役社長、内部監査部門および会計監査人とグループ統制の状況等について定期的に意見交換を行っております。

監査役を補助する使用人を1名配置し、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、その評定にあたっては監査役の意見を十分に尊重し決定しております。

「内部通報規程」に基づき、当社グループの役職員が利用可能なコンプライアンス・ホットラインを運用しており、監査役へ報告した者が、報告を理由として不利な取扱いを受けることがないよう体制を整備しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成27年6月25日開催の第95回定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続して採用することについてご承認いただいております。その概要は、次のとおりです。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して向上していく者でなければならないと考えます。

また、当社は、当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、当社の支配権の移転を伴うような株式の大量の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を明白に侵害するもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等を検討し、または取締役会が代替案を提案するための時間や情報を十分に提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるものもあります。

当社は、昭和22年から証券・金融の街でビル賃貸事業を展開してまいりました。この結果、当社は、地元企業を始め自治体など地域社会との信頼関係を構築、地域社会発展への協力を期待され、これに応えてまいりました。また、その過程では、ビル賃貸を通じてテナントと、ビル運営を通じてビル管理会社などの取引先企業との信頼関係を構築し、さらにビル賃貸事業のノウハウ

を蓄積してまいりました。当社がこの姿勢を変えることなく継続することで今後の成長が導かれるのであります。

現在進めております日本橋兜町再開発は、まさにこうした取り組みを指向する事業であります。東京に国際金融センターを設けるとの行政の構想に沿い、我が国の金融マーケットの中核的機能を果たす東京証券取引所の所在する日本橋兜町を再開発し、再活性化に向けた街づくりをすること、これを揺るぎなく実行することで利益を伸ばし、開発力と提案力を備えた次世代の平和不動産を創り上げます。さらにその実現は、社会にも貢献いたします。

株式の大量買付を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を中長期的に継続して向上させられないのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されます。

したがいまして、当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

ア．当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益確保への取り組み

ａ．経営理念および企業価値の源泉

当社は、東京、大阪、名古屋などの証券取引所ビルのオーナー企業として設立され、その所在する都市を中心にビル賃貸事業を営んでまいりました。その後、住宅開発事業などにも進出、「安心で心地良いオフィスと住まいの空間を提供し、人と街に貢献する。」という経営理念の下、業容の拡大も図ってまいりました。

しかし、当社の中核事業がビル賃貸事業であることに変わりはなく、新たなビルの取得または開発、その後の運営マネジメントにより事業の成長を図っております。開発には時間を要し、開発後のビルの運営、管理はさらに長期にわたる事業ですが、これらの着実な積み重ねが現在の当社の資産を築き上げてきたのであり、今後もこうした取り組みを継続していくことでさらに当社は成長してまいります。

幸いにも当社には、創立以来、長年にわたり、それぞれの地域で証券取引所ビルオーナー

として事業展開してきたことにより、テナント、取引先、地域社会との信頼関係が厚く、賃貸ビルは高稼働を維持し、また、再開発などのための情報や協力も得ることができました。さらに大阪や名古屋での開発実績が仙台や札幌への進出を可能とし、REIT事業に進出して利益を着実に生み出せておりますのも、こうした信頼とビル賃貸事業の経験やノウハウがあるからこそであります。そしてこれらが当社の企業価値の源泉であります。

b. 中長期経営計画～企業価値ひいては株主共同の利益に資する取り組み～

当社は、ビル賃貸事業の拡大という課題に対するアクションプランとして、「中長期経営計画 over the “NEXT DECADE”」を平成26年4月に策定、これからの10年、街づくりに貢献する会社という次のステージを目指すこととしました。

この中では、これまでの大阪証券取引所ビルや名古屋証券取引所ビルの建替事業等を通じて、街の再活性化に一定の役割を果たしてきた経験を活かし、東京証券取引所ビルのある日本橋兜町再開発を行うとしています。

日本橋兜町は、日本を代表する「証券の街」として発展してきましたが、情報通信の発達等社会環境の変化に伴い、株券売買立会場の閉鎖や証券会社の移転が進み、来街者が減少してきました。

しかし、この地区は、交通の便に優れ、東京駅や羽田・成田両国際空港へのアクセスも良好で、街としてのポテンシャルは非常に高く、再開発により収益力の高いオフィス賃貸事業の展開が可能であると考えております。

この再開発は長期にわたる事業ですが、これにチャレンジし、収益を伸ばすことにより当社の企業価値を高められます。

また、当社は、日本橋兜町再開発を起点として、街づくりに貢献する会社に成長し、中長期的な成長の基盤の確立を目指します。そしてその達成のため、次の4点に注力いたします。

(i) 日本橋兜町再活性化プロジェクト

単なる建て替えではなく、街としての魅力、賑わいを高めなければ付加価値は生まれなないものと考えております。創業以来日本橋兜町に軸足を置いてきた当社は、「日本橋兜町街づくりビジョン」を策定し、兜町らしい街づくりの提案と活動を地域の方たちとともに進めます。その上で5年後を目途に第1期プロジェクトの竣工を目指します。

(ii)ビル賃貸事業のブラッシュアップ

賃貸事業資産の収益力を高めるため、収益性の低いビルを売却する一方、収益性の高いビルを取得または新築し、保有賃貸事業用資産の入替えを行います。また、新たな賃貸事業資産の厳選取得を推進し、再開発推進の足腰となるビル賃貸事業の収益基盤をより強固なものとしします。

(iii)リートのアセットマネジメント事業等、フィービジネスの拡大

平和不動産リート投資法人のスポンサーとして、平和不動産アセットマネジメントの受託資産の拡大と質の向上をサポートするなど、フィービジネスによる収益の拡大を図ります。

(iv)体制の強化と財務規律の維持

中長期経営計画を着実に推進するため、機動的に組織体制を整えてまいります。具体的には、日本橋兜町再活性化プロジェクトにおいては専任部署を新設いたしました。また、中長期にわたる再開発事業を進めるには財務体質が健全であることが必要であり、D/Eレシオを重視して、財務規律を維持してまいります。

イ. コーポレート・ガバナンス体制の整備のための取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置づけ、株主を始めとするステークホルダーの皆様の信頼に応えるとともに、公正で効率的な企業経営を行うため、グループ全体としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を分離し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図ることを目的に執行役員制度を導入しております。

また、取締役は7名でうち3名が社外取締役、監査役は4名でうち3名が社外監査役であり、その社外取締役および社外監査役の全員を証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

さらに当社は監査役会設置会社ではありますが、社外取締役が過半数を占める報酬委員会を独自に設け、役員報酬等の決定プロセスの客観性、適正性を高めております。

なお、今後も引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の整備に鋭意取り組んでまいります。

当社は、以上のように、企業価値の源泉から生まれる強みを生かしながら諸施策を実行し、中長期経営計画を実現し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上を図ってまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

ア. 本プランの目的

本プランは、上記の基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを目的としております。

当社取締役会は、①当社株主の皆様が買収の是非を適切に判断するための時間・情報を確保すること、②当社株主の皆様のために大量買付者と交渉を行う機会を確保すること、③当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付けを抑止すること、以上を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。そこで、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、平成27年6月25日開催の第95回定時株主総会においてご承認いただいた上で、本プランを継続して採用することを決定いたしました。

本プランの継続にあたりましては、関係諸法令、裁判例、金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則等ならびに経済産業省および法務省が公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「買収防衛策に関する指針」といいます。）および企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（以下「買収防衛策の在り方」といいます。）の内容に配慮しております。

イ. 本プランの概要

本プランは、一定規模以上の当社株式の買付けを行おうとする大量買付者に対し、上記の目的を実現するために定めた買付プロセスに従うことを求めています。

当社は、①大量買付者が買付プロセスを遵守しないと判断した場合、または②大量買付者が行う買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると判断した場合には、対抗措

置を発動することがあります。

なお、当社取締役会は、この判断に際して、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者から構成される委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会の勧告により対抗措置の発動の可否につき株主意思確認総会を招集することがあります。

上記の本プランにおける対抗措置は、新株予約権の無償割当としております。

④ 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

ア. 基本方針の実現に資する取り組みについて

上記の各取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

イ. 本プランの合理性

a. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われる場合に、大量買付者に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを当社の株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、当社の株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

b. 当該取り組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(i)「買収防衛策に関する指針」および「買収防衛策の在り方」に沿っていること

本プランは、「買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、「買収防衛策の在り方」の内容に配慮しております。

(ii)株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主総会において、当社の株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続されます。加えて対抗措置の発動につき株主意思確認総会を開催し株主の皆様のご意思を確認する場合があります。

また、本プランは有効期間を３年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会で本プランを廃止する議案が承認された場合、または当社取締役会で本プランを廃止する決議が行われた場合には、本プランは廃止されることになります。

その意味で、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(iii)合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、かかる発動事由は、我が国における裁判例の分析や上記「買収防衛策に関する指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策のあり方を分析した上で設定されたものであります。

(iv)独立委員会の設置

当社は、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断または過剰な対抗措置の発動を防止するため、独立委員会を別途設置しております。

独立委員会は、かかる独立委員会設置の目的に鑑み、当社取締役会から独立した者で構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

独立委員会は、「独立委員会規則」に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき

評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動もしくは不発動、あるいは発動の変更または中止を最終的に決定します。

(v)デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、大量買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、平成30年5月16日開催の取締役会において、本定時株主総会でご承認いただくことを条件に「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部変更した上で、継続更新することとしており、その全文は、本書14頁から39頁でご覧いただけますので、そちらもご参照ください。

以 上

連結貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	32,018	流 動 負 債	26,653
現 金 及 び 預 金	12,884	支払手形及び営業未払金	1,698
営 業 未 収 入 金	956	1年内償還予定の社債	1,415
有 価 証 券	409	短 期 借 入 金	2,250
販 売 用 不 動 産	14,212	1年内返済予定の長期借入金	17,881
仕掛販売用不動産	321	未 払 法 人 税 等	759
その他のたな卸資産	2	未 払 消 費 税 等	453
営 業 出 資	426	役 員 賞 与 引 当 金	58
繰 延 税 金 資 産	2,572	賞 与 引 当 金	198
そ の 他	233	資 産 除 去 債 務	98
貸 倒 引 当 金	△1	そ の 他	1,839
固 定 資 産	270,448	固 定 負 債	171,240
有 形 固 定 資 産	208,492	社 債	23,523
建 物 及 び 構 築 物	75,714	長 期 借 入 金	110,716
機械装置及び運搬具	402	長期預り敷金保証金	20,637
工具、器具及び備品	245	繰 延 税 金 負 債	7,734
土 地	131,987	再評価に係る繰延税金負債	7,663
建 設 仮 勘 定	142	退職給付に係る負債	269
無 形 固 定 資 産	23,378	資 産 除 去 債 務	688
借 地 権	23,254	そ の 他	7
そ の 他	123	負 債 合 計	197,894
投資その他の資産	38,576	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	34,549	株 主 資 本	74,850
従業員長期貸付金	4	資 本 金	21,492
繰 延 税 金 資 産	166	資 本 剰 余 金	19,720
そ の 他	3,864	利 益 剰 余 金	34,063
貸 倒 引 当 金	△7	自 己 株 式	△426
繰 延 資 産	328	その他の包括利益累計額	30,050
社 債 発 行 費	328	その他有価証券評価差額金	13,055
資 産 合 計	302,795	土 地 再 評 価 差 額 金	16,995
		純 資 産 合 計	104,900
		負 債 純 資 産 合 計	302,795

連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		32,698
売上原価		19,394
売上総利益		13,303
販売費及び一般管理費		3,870
営業利益		9,432
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	382	
雑収入	42	424
営業外費用		
支払利息	1,122	
社債利息	168	
社債発行費償却	67	
雑損失	103	1,462
経常利益		8,395
特別利益		
投資有価証券売却益	94	94
特別損失		
固定資産除却損	12	
建替関連損失	426	
減損損失	249	688
税金等調整前当期純利益		7,802
法人税、住民税及び事業税	1,969	
法人税等調整額	545	2,514
当期純利益		5,288
親会社株主に帰属する当期純利益		5,288

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	28,302	流 動 負 債	27,885
現金	9,847	営 業 未 払 金	1,391
預 入 金	355	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,415
金 庫 証 書	409	短 期 借 入 金	4,370
債 権 取 引 金	14,212	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	17,881
有 価 証 書	321	未 払 金	38
仕 入 掛 金	426	未 払 費 用	112
前 払 金	38	未 払 法 人 税 等	545
繰 上 金	2,513	前 払 受 金	1,078
未 収 金	0	未 払 消 費 税 等	407
短 期 貸 付 金	34	預 り 金	383
未 立 仮 払 金	1	役 員 賞 与 引 当 金	40
倒 引 当 金	133	賞 与 引 当 金	122
	8	資 産 除 去 債 務	98
	△1	固 定 負 債	168,489
固 有 形 固 定 資 産	267,727	社 債	23,523
建物	198,186	長 期 借 入 金	110,716
構築物	72,539	長 期 預 り 敷 金 保 証 金	19,835
機械	217	繰 延 税 金 負 債	5,995
車両	400	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	7,663
工具	0	退 職 給 付 引 当 金	89
器具	211	資 産 除 去 債 務	665
土地	124,674	負 債 合 計	196,374
建設仮勘定	142	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	23,344	株 主 資 本	70,154
借 地 権	23,254	資 本 金	21,492
商 標	0	資 本 剰 余 金	19,720
ソ フ ト ウ ェ ア	76	資 本 準 備 金	19,720
電 話 加 入 権	9	利 益 剰 余 金	29,367
施設	3	利 益 準 備 金	1,453
投資その他の資産	46,196	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,913
投資関係会社株式	29,784	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,983
その他の関係会社有価証券	9,932	別 途 積 立 金	10,115
出 資 金	2,641	繰 越 利 益 剰 余 金	15,815
従業員に対する長期貸付金	21	自 己 株 式	△426
長期前払費用	3	評 価 ・ 換 算 差 額 等	29,829
長期入保証立当金	212	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,833
差 入 保 証 引 当 金	3,516	土 地 再 評 価 差 額 金	16,995
繰上金	91	純 資 産 合 計	99,983
繰延資産	△7	負 債 純 資 産 合 計	296,358
繰 上 金	328		
繰 上 金	328		
資 産 合 計	296,358		

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高 賃 貸 事 業 収 益 不動産ソリューション事業収益	18,015 9,746	27,762
売 上 原 価 賃 貸 事 業 原 価 不動産ソリューション事業原価	10,250 7,218	17,469
売 上 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 利 益 営 業 外 収 益		10,292 2,197 8,094
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 雑 収 入	924 40	965
営 業 外 費 用 支 払 利 息 社 債 利 息 社 債 発 行 費 償 却 雑 損 失	1,130 168 67 102	1,469
経 常 利 益 特 別 利 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 特 別 損 失 固 定 資 産 除 却 損 建 替 関 連 損 失 減 損 損 失	94 11 426 249	7,590 94 686
税 引 前 当 期 純 利 益 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益	1,629 480	6,998 2,109 4,888

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

平和不動産株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 小林 伸 行 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小林 弥 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安達 則 嗣 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平和不動産株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平和不動産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

平和不動産株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 小 林 伸 行 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 林 弥 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安 達 則 嗣 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平和不動産株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集（通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

平和不動産株式会社 監査役会

常勤監査役	加 藤 尚 人 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	広 瀬 雅 行 ㊟
社外監査役	佐々木 靖 忠 ㊟
社外監査役	椿 慎 美 ㊟

以 上

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

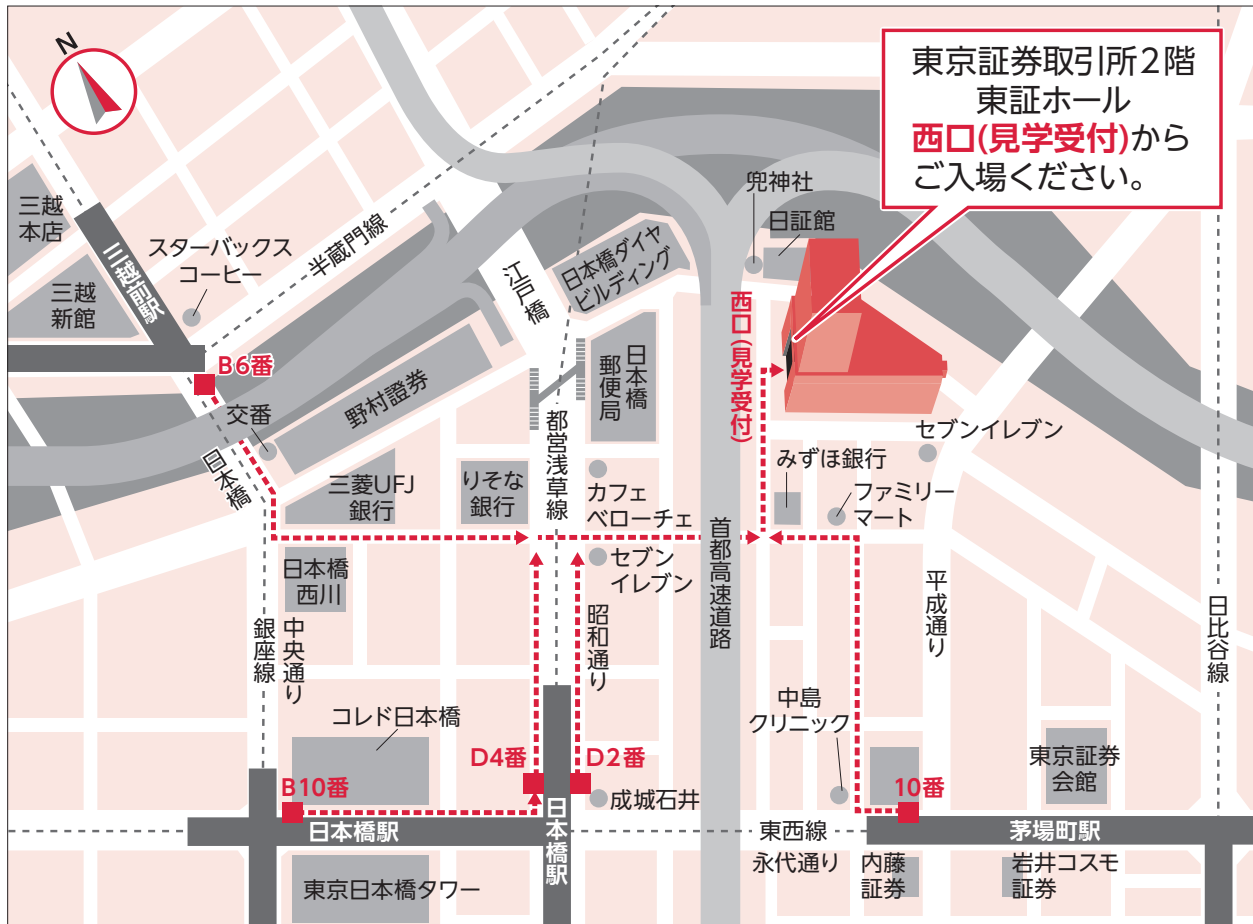
.....

.....

メモ

株主総会会場ご案内図

■ **会場** 東京都中央区日本橋兜町2番1号 **東京証券取引所 2階 東証ホール**



■ 交通のご案内

東京メトロ 日比谷線・東西線
東京メトロ 銀座線・東西線
都営地下鉄 浅草線
東京メトロ 半蔵門線・銀座線

「茅場町」駅
「日本橋」駅
「日本橋」駅
「三越前」駅

10番出口	徒歩5分
B10番出口	徒歩6分
D2・D4番出口	徒歩5分
B6番出口	徒歩7分

■ ご入場にあたって

入口警備員に本招集ご通知もしくは議決権行使書をご提示ください。
(ご提示いただけない場合は、ご入場いただけません)
警備員による金属探知機の検査がございます。

